

禁止地域とは？

禁止地域とは、次のような地域又は場所のことをいい、そこでは原則として広告物を表示し、又は設置することができません。

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば表示し、又は設置することができます。（→P 8、P 9 参照）

- 都市計画区域の中に定められた用途地域のうち、第一種・第二種低層住居専用地域
- 日本海東北自動車道路から両側300m以内の区域(用途地域を除く)
（→P 7 図参照）
- 新発田市景観計画に定められた歴史景観エリアにおける「歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの区域)」（→P 5 図参照）

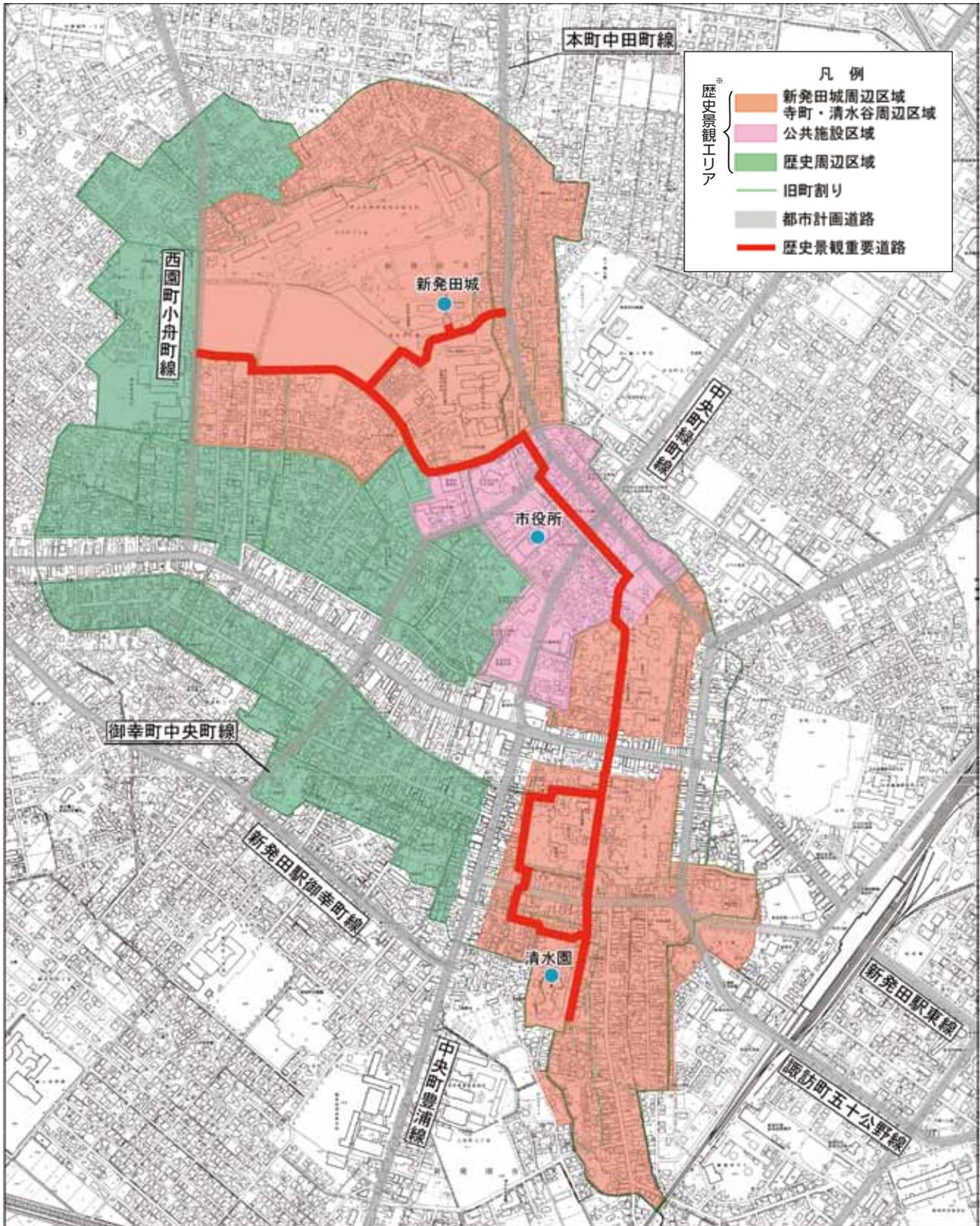
許可地域(許可が必要な地域)とは？

許可地域とは、禁止地域以外で次のような地域又は場所のことをいい、そこでは広告物を表示し、又は設置するには、原則として許可が必要です。

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば許可なく表示し、又は設置することができます。（→P 9 参照）

- 都市計画法の規定により指定された都市計画区域（→P 7 図参照）
- 一般国道及び県道のうち主要地方道、鉄道の境界線から両側100m以内の区域（→P 7 図参照）
- 日本海東北自動車道路の境界線から両側300mを超え500m以内の区域
（→P 7 図参照）
- 文化財指定建物及びその敷地（国、県、市指定文化財）
- まないたぐらやま 俎倉山自然環境保全地域、中峰自然環境保全地域
- 磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園、五頭連峰県立自然公園
- 新発田市景観計画に定められた歴史景観エリアにおける「米倉地区」「山内地区」「菅谷地区」

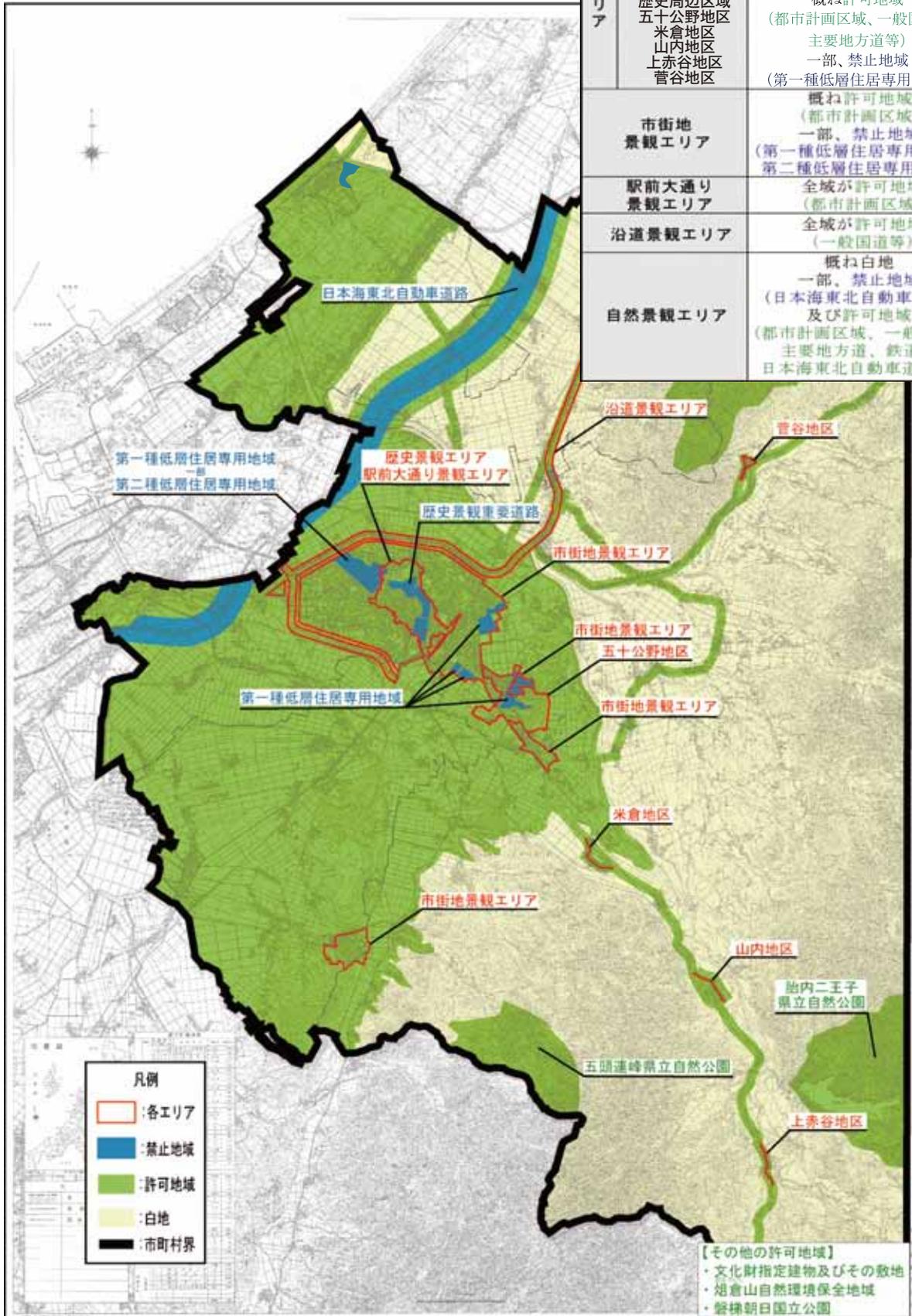
新発田市景観計画における「歴史景観重要道路」と歴史景観エリアのうち、
 「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」「公共施設区域」「歴史周辺区域」



※歴史景観エリアはほかに「五十公野・米倉・山内・上赤谷・菅谷地区」があります。

新発田市全域の屋外広告物条例 における地域指定状況

景観計画区域		指定状況
歴史景観エリア	新発田城 周辺区域 寺町・清水谷 周辺区域	概ね許可地域 (都市計画区域) 一部、禁止地域 (歴史景観重要道路)
	公共施設区域	概ね許可地域 (都市計画区域) 一部、禁止地域 (歴史景観重要道路)
	歴史周辺区域 五十公野地区 米倉地区 山内地区 上赤谷地区 菅谷地区	概ね許可地域 (都市計画区域、一般国道、 主要地方道等) 一部、禁止地域 (第一種低層住居専用地域)
市街地 景観エリア	概ね許可地域 (都市計画区域) 一部、禁止地域 (第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域)	
駅前大通り 景観エリア	全域が許可地域 (都市計画区域)	
沿道景観エリア	全域が許可地域 (一般国道等)	
自然景観エリア	概ね白地 一部、禁止地域 (日本海東北自動車道路) 及び許可地域 (都市計画区域、一般国道、 主要地方道、鉄道、 日本海東北自動車道路等)	



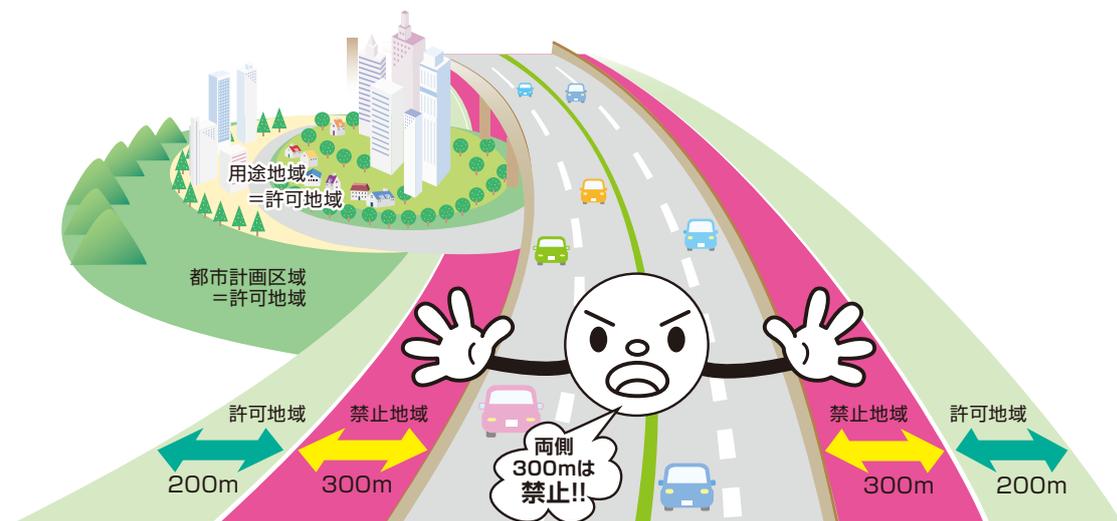
禁止地域や許可地域に該当しない地域は？

禁止地域や許可地域に該当しない地域は、広告物の許可は必要ありませんが、表示又は設置に当たっては、良好な景観の形成、風致の維持並びに公衆の危害防止に努めなければなりません。

また、禁止地域や許可地域に該当しない地域であっても、禁止広告物を表示し、又は設置したり、禁止物件に広告物を表示し、又は設置することはできませんので、ご注意ください。（→P 3参照）

※禁止地域及び許可地域を図に示すと、次のようになります。

高速道路



※都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のことで、知事が指定します。

なお、用途地域は、都市計画区域の中に定められます。

一般国道・主要地方道・鉄道沿線

